

議第 9 号

高島市児童発達支援施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する
条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 7 日

高島市長 今 城 克 啓

高島市児童発達支援施設の設置および管理に関する条例の一部を改正
する条例

高島市児童発達支援施設の設置および管理に関する条例（令和 2 年高島市
条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

第 8 条 削除

付 則

この条例は、公布の日から施行する。